

新医第43号(業)  
令和8年4月14日

郡市医師会長 様

新潟県医師会長  
堂 前 洋一郎

令和8年度「新潟県社会福祉施設等原油・原材料価格高騰等対応設備導入  
緊急支援事業」の募集開始について（お知らせ）

このことについて、県地域医療政策課長より別添のとおり通知がありました。

県では、令和5年度から原油・原材料価格高騰等の影響を受けている県内の社会福祉法人、医療法人、学校法人等（個人事業主を含み、法人格のない任意団体は除く。）が行う省エネルギー設備の導入の支援を行っておりますが、令和8年4月1日より令和8年度事業として募集を開始したとのことです。

つきましては、貴会におきましてもご承知いただき、貴会関係医療機関にご周知くださるようお願いいたします。

なお、令和5年度から令和7年度までにおいて既に補助金上限額の交付を受けた場合は、今回の補助金交付の対象外となりますので申し添えます。

なお、令和8年度分から申請書類等を削減し、簡略化したとのことですが、申請手続き等については県ホームページに掲載されておりますので、会員等からお問い合わせがありましたら、ご案内いただきたいと思います。

**【新潟県ホームページ】**

社会福祉施設等の省エネ設備導入費用を支援する補助事業を実施します

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/fukushihoken/fukushi-e-support.html>



地医第46号  
令和8年4月3日

一般社団法人新潟県医師会長 様

新潟県福祉保健部地域医療政策課長

**令和8年度「新潟県社会福祉施設等原油・原材料価格高騰等対応設備導入  
緊急支援事業」の募集開始について（お知らせ）**

日頃より本県の保健医療行政にご協力いただき、深く感謝申し上げます。

県では、令和5年度から令和7年度まで、原油・原材料価格高騰等の影響を受けている県内の社会福祉法人、医療法人、学校法人等（個人事業主を含み、法人格のない任意団体は除く。）が行う省エネルギー設備の導入の支援を行ったところです。

この度、令和8年4月1日より、令和8年度事業として募集を行うことといたしましたのでお知らせします。

今回の募集においては、令和5年度から令和7年度までに引き続き、対象として、無床診療所、歯科診療所、助産所、歯科技工所、施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復業）等を開設している個人・法人が対象となっておりますので、貴会会員の皆様へ周知くださるようお願いいたします。

申請手続き等（受付期間、支援事業の制度概要、事業スケジュール、申請様式、申請に当たっての留意事項、お問い合わせ先等）については、県ホームページに掲載しておりますので、会員の方からお問い合わせがありましたら、ご案内いただければ幸いです。

なお、令和5年度から令和7年度までにおいて既に補助金上限額の交付を受けた場合は、今回の補助金交付の対象外となりますので申し添えます。

**【送付資料】**

- ・ 県ホームページ掲載内容
- ・ 補助金交付要綱
- ・ 補助金申請様式
- ・ 補助金申請要領
- ・ Q & A
- ・ 医療機関等開設者向けチラシ



担当：地域医療政策課医療指導係 関田、中沢  
TEL：025-280-5184  
FAX：025-284-0277  
E-mail：[ngt040320@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt040320@pref.niigata.lg.jp)



防災情報

分野別

目的別

組織別

現在の新潟



サイト内検索

詳細検索

検索

現在地 [トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [健康・福祉](#) > [高齢者・障害者・福祉](#) > 社会福祉施設等の省エネ設備導入費用を支援する補助事業を実施します

# 社会福祉施設等の省エネ設備導入費用を支援する補助事業を実施します

ページ番号：0535857 更新日：2026年4月1日更新

## 社会福祉施設及び医療機関等原油・原材料価格高騰等対応設備導入緊急支援事業補助金事業の申請受付を開始しました【社会福祉施設、医療機関、薬局、幼稚園等共通実施事業】

県において、原油・原材料価格の高騰等の影響を受けている社会福祉法人、医療法人、学校法人等（個人事業主を含み、法人格のない任意団体は除く。以下、「法人等」という。）が行う省エネルギー設備の導入を支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、実施している「社会福祉施設及び医療機関等原油・原材料価格高騰等対応設備導入緊急支援事業」について、令和8年度の申請受付を開始しています。

※令和8年度分から申請書類等を削減し、簡略化しました。

### 1 受付期間

【通常枠】 令和8年4月1日（水）から9月30日（水）まで

【特別枠】 同上

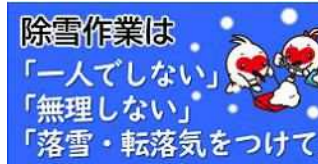
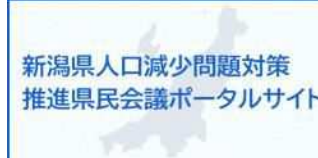
【病院等枠】 同上

### 2 支援事業の制度概要

補助対象者等の一覧表

	通常枠	特別枠	病院等枠
補助対象事業	施設等において、エネルギー消費量や電力料金等の削減に資する設備を導入する事業	施設等において、省エネルギー診断実施機関等による省エネルギー診断の結果に基づき、エネルギー消費量や電力料金等の削減に資する設備を導入する事業	病院等において、エネルギー消費量や電力料金等の削減に資する設備を導入する事業
対象者	<p>○ 補助対象事業の実施にあたり、次に掲げる要件を全て満たす者であること。</p> <p>(1) 新潟県内に社会福祉施設、無床診療所、歯科診療所、助産所、施術所、歯科技工所、薬局（保険薬局に限る）、幼稚園、病院、有床診療所等（以下、「施設等」という。）の事業所を有する法人等であること。</p> <p>(2) 令和4年1月以降の任意の1か月の収支が、令和元年から令和3年までのいずれかの年の同1か月と比較して5%以上減少していること。</p> <p>※収支減少要件は、事業所単位ではなく、法人全体で満たしている必要があります。</p> <p>※補助上限額の範囲内で、1法人等につき複数事業所分の申請を可能とします。また、過去に本補助金を活用した法人等であっても、交付された補助金の額が上限額に達していない場合は、追加の申請を可能とします。</p>		
補助対象	1 以下の全ての要件を満たす設備 (1) 新設（但し施設の新増設に伴う設置は除く。）又は更新により、エネルギー消費量又は消	1 以下の全ての要件を満たす設備 (1)～(2) 同左 (3) 以下に掲げるいずれかの省エネルギー診断において助	以下の全ての要件を満たす設備 (1) 更新によりエネルギー消費量の削減が見込ま

見つからないときは



設備	<p>費金額の削減が見込まれる設備 (2) 施設等の事業所敷地内に設置、又は使用する設備</p> <p>2 1のほか、事業所のエネルギー消費量等の削減に資すると知事が認めるもの</p>	<p>言や提案を受けた設備 (ア) 一般財団法人省エネルギーセンターによる診断 (イ) 資源エネルギー庁「地域プラットフォーム構築事業」における「省エネお助け隊」による診断 (ウ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づくエネルギー管理士等による診断</p> <p>2 1のほか、事業所のエネルギー消費量等の削減に資すると知事が認めるもの（但し省エネルギー診断による助言や提案を受けていること。）</p>	<p>れる設備（但し外部から電気、燃料等の供給を受けて稼働するものであって、現在仕様している設備と同等の出力・能力を有するものへの更新に限る）又は新設により電力料金等の削減が見込まれる発電設備 (2) 病院等の事業所敷地内に設置、又は使用する設備 (3) 償却資産登録される設備 (4) 事業所のエネルギー消費量又は消費金額に直接影響する設備</p>
補助率等	<p>○ 補助率 2/3以内 ○ 補助対象事業額 200千円～2,000千円 ○ 補助金額 133千円～1,333千円</p>	<p>○ 補助率 3/4以内 ○ 補助対象事業額 200千円～2,000千円 ○ 補助金額 150千円～1,500千円</p>	<p>○ 補助率 1/2以内 ○ 補助対象事業額 1,000千円～10,000千円 ○ 補助金額 500千円～5,000千円</p>
補助対象外設備の例	<p>● 省エネルギー型自動販売機 ● 非常用自家発電設備 ● 車両などの更新・導入（但し、訪問サービス事業者が所有する車両のエコタイヤへの更新は対象） ● 節水効果を高めるための設備（但し温水の節水に資するもの（シャワーヘッド等）は申請を認める） ● 主に居住を目的とした施設における設備更新 等</p> <p>● 省エネルギー型自動販売機 ● 非常用自家発電設備 ● 車両などの更新・導入 ● 断熱フィルム、断熱塗装 ● コージェネレーション設備 ● 燃料改質器具 ● インバータ</p> <p>（いずれの枠についてもあくまでも一例ですので、ここに記載がないものは担当あてに御確認ください。なお、通常枠及び特別枠と病院等枠で補助対象外設備が異なりますので、申請に当たってはご注意ください。）</p>		

### 3 申請様式等

- [交付要綱 \[PDFファイル/285KB\]](#)
- [申請様式 \[Excelファイル/617KB\]](#)
- [申請要領 \[PDFファイル/4.4MB\]](#)  
（別紙）補助対象とする設備の例 [\[PDFファイル/53KB\]](#)
- [Q&A \[PDFファイル/455KB\]](#)
- チラシ  
[社会福祉法人向けチラシ \[PDFファイル/685KB\]](#)  
[薬局開設者向けチラシ \[PDFファイル/682KB\]](#)  
[学校法人向けチラシ \[PDFファイル/746KB\]](#)  
[病院・有床診療所向けチラシ \[PDFファイル/140KB\]](#)

### 4 お問い合わせ（提出）先

設備の導入を申請する施設別に、以下の宛先までお問い合わせください。

※電子メールにより提出する場合は、メールの件名を「【省エネ申請】事業者名」としてください。

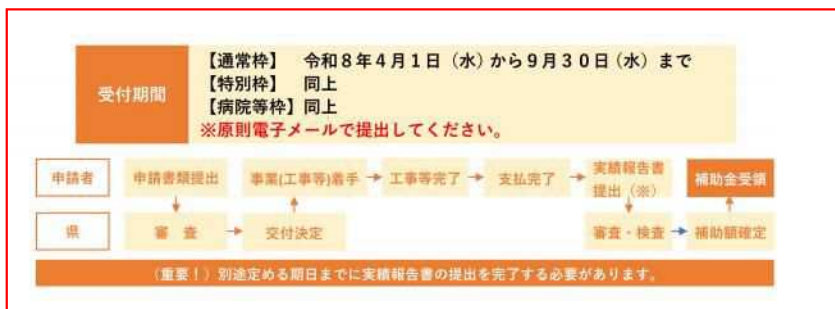
（例：【省エネ申請】○△クリニック）

施設別問い合わせ先

申請施設の種別	メールアドレス	担当課（電話）	所在地
高齢者施設等	ngt040230@pref.niigata.lg.jp	高齢福祉保健課 (025-280-5195)	※郵送する場合 〒950-8570 新潟市中央区新光 町4-1 （左記の担当課名を 記載し提出してくだ さい。）
児童福祉施設等	hoiku@pref.niigata.lg.jp	こども家庭課 (025-280-5215)	
障害者（児）施設	ngt040260@pref.niigata.lg.jp	障害福祉課 (025-280-5918)	
救護施設	ngt040210@pref.niigata.lg.jp	福祉保健総務課 (025-280-5179)	
医療機関等 （病院・有床診療所を 除く）	ngt040320@pref.niigata.lg.jp	地域医療政策課 (025-280-5184)	
薬局	ngt040330@pref.niigata.lg.jp	感染症対策・薬務課 (025-280-5187)	
幼稚園	shigaku@pref.niigata.lg.jp	大学・私学振興課 (025-280-5020)	
病院・有床診療所	ngt040320@pref.niigata.lg.jp	地域医療政策課 (025-280-5379)	

※電話によるお問い合わせの受付時間は、平日午前8時30分～午後5時15分です。

## 5 事業スケジュール



## 6 申請に当たっての留意事項

- 申請に当たっては、必ず「申請様式等」に掲載している申請要領等をご確認ください。
- 通常枠（又は特別枠）と病院等枠の同時申請は可能です。通常枠（又は特別枠）と病院等枠の同時申請を行う場合、申請書はそれぞれ別に作成してください。
- 補助金の交付決定の前に、契約・発注等を行う場合は、「事前着手届」が必要となります。
- 補助金の交付は、実績報告書に係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金の額を確定した後、精算払いとなります。
- 導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe社が提供するAdobe Readerが必要です。  
 Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。  
 （無料）

## 新潟県庁

法人番号 5000020150002

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

電話番号：025-285-5511（代表）

8時30分から17時15分まで、土日・祝日・年末年始を除く

[県庁へのアクセス](#)

[県庁舎のご案内](#)

[直通電話番号一覧](#)

[メンテナンス](#)

[サイトマップ](#)

[免責事項](#)

[ガイドライン](#)

[RSS配信について](#)

[個人情報の取扱い](#)

[リンク集](#)

PCサイト表示

スマホサイト表示

## 社会福祉施設及び医療機関等原油・原材料価格高騰等対応設備導入緊急支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、原油・原材料価格高騰等の影響を踏まえ、県内の社会福祉法人、医療法人、学校法人等（個人事業主を含み、法人格のない任意団体は除く。以下、「法人等」という。）が行う省エネルギー設備の導入に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 この補助金の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

(1) 通常枠

社会福祉施設、無床診療所、歯科診療所、助産所、施術所、歯科技工所、薬局（保険薬局に限る）、幼稚園等（以下、「施設等」という。）において、エネルギー消費量や電力料金等の削減に資する設備を導入する事業

(2) 特別枠

施設等において、省エネルギー診断実施機関等による省エネルギー診断の結果に基づき、エネルギー消費量や電力料金等の削減に資する設備を導入する事業

(3) 病院・有床診療所（以下、「病院等」という。）枠

病院等において、エネルギー消費量や電力料金等の削減に資する設備を導入する事業

### (交付基準)

第3条 この補助金は、予算の範囲内において、別記に定める基準により交付するものとする。ただし、別記に定める補助対象者（以下「補助事業者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

(1) 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 役員等（法人の役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者

(4) 暴力団員又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

(5) 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

(7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

2 この補助金の交付額は、別記に定める補助対象経費の額の範囲内で、知事が定める額とする。

3 国及び新潟県の他の補助金との併用はできないものとする。

(交付の条件)

第4条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 事業の内容の変更をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及びその証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならないこと。
- (5) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又はその一部を県に納付させることがあること。
- (6) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で第19条第2項に規定する処分制限期間内にあるものについては、財産管理台帳及び関係書類を整備管理しなければならないこと。
- (8) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (9) 補助事業の実施にあたっては、第3条第1項ただし書各号のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等、暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(交付申請書)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。

2 補助金交付申請書の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書 別記第2号様式
- (2) 暴力団等の排除に関する誓約書 別記第3号様式

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。また、不交付を決定したときは、補助金不交付決定を通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(事業の着手時期)

第7条 事業の着手時期は交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、やむを得ない事情により、補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合は、着手前に別記第4号様式による事前着手届を知事に提出しなければならない。

(変更の承認申請)

第8条 第4条第1号の規定により、次の掲げるいずれかの重要事項の変更をしようとするときは、別記第5号様式による計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業内容の重要な部分に関する事項であって、知事が変更手続を要すると認めたもの（必要に応じて知事に事前協議をすること。）
  - (2) 別記に掲げる補助対象経費の経費区分欄に掲げる各経費相互間のいずれか低い額の20パーセントを超える経費の配分変更
- 2 知事は、前項の規定による補助金の変更の申請が適当であると認めたときは、当該補助事業者へ通知するものとする。
- 3 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第9条 第4条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第6号様式による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第10条 第4条第3号の規定により知事の指示を求める場合には、あらかじめ別記第7号様式による完了延期報告書を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(実施状況報告)

第12条 補助事業者は、知事が必要と認めて指示したときは、知事が指定する期日までに実施状況を報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業完了の日（当該補助事業に係る補助対象品目が納品され、経費全額の支払が完了した日。補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日）から起算して30日以内又は知事が指定する日のいずれか早い日まで、別記第8号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 実績報告書の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 事業実績書 別記第9号様式
  - (2) 取得財産等管理台帳 別記第10号様式

(補助金の額の確定等)

第14条 知事は、前条第1項の実績報告書の提出があった場合は、当該報告書に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が補助金の交付の決定の内容（第8条の規定による承認をしたときには、その承認をした内容）及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の支払)

第 15 条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、遅滞なく補助事業者に補助金を支払うものとする。

(立入検査等)

第 16 条 知事は、補助事業に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、補助事業に係る関係帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは職員に質問をさせることができる。

(是正のための措置)

第 17 条 知事は、補助事業の完了又は中止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

(取得財産の処分の制限)

第 18 条 規則第 19 条第 4 号及び第 5 号に規定する知事が定める財産は、この助成金により取得し、又は効用の増加した財産で、その取得価格又は効用の増加価格が 1 件 50 万円以上のものとする。

2 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和 53 年 8 月通商産業省告示第 360 号）の別表の一の項に定める処分制限期間とする。

3 規則第 19 条の規定による知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第 11 号様式による財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第 19 条 補助事業者は、第 6 条第 1 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、知事の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(その他必要な事項)

第 20 条 この交付要綱に定めるもののほか、この交付要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 12 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月14日から施行する。

なお、改正前の第5条の規定に基づき提出された交付申請書については、改正後の第5条の規定に基づき提出された交付申請書とみなす。

附 則

この要綱は、令和6年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月25日から施行する。

なお、改正前に行われた補助事業については、従前の例による。

別記 交付基準

補助対象事業	(1) 通常枠	(2) 特別枠	(3) 病院等枠
補助事業者	第2条に定める事業を行う者で、補助事業の実施にあたり、次に掲げる要件を全て満たす者であること。		
	<p>(1) 新潟県内に施設等の事業所を有する法人等（個人事業主を含み、法人格のない任意団体は除く。）であること。</p> <p>(2) 令和4年1月以降の任意の1か月の収支が、令和元年から令和3年までのいずれかの年の同1か月と比較して5%以上減少していること。</p>		<p>(1) 新潟県内の公立を除く病院又は有床診療所を運営する法人であること。</p> <p>(2) 令和4年1月以降の任意の1か月の医業収支が令和元年から令和3年までのいずれかの年の同1か月と比較して5%以上減少していること。</p>
補助対象設備	<p>1 以下の全ての要件を満たす設備</p> <p>(1) 新設（但し施設の新増設に伴う設置は除く。）又は更新により、エネルギー消費量又は消費金額の削減が見込まれる設備</p> <p>(2) 施設等の事業所敷地内に設置、又は使用する設備</p> <p>2 1のほか、事業所のエネルギー消費量等の削減に資すると知事が認めるもの</p>	<p>1 以下の全ての要件を満たす設備</p> <p>(1) 新設（但し施設の新増設に伴う設置は除く但し。）又は更新により、エネルギー消費量又は消費金額の削減が見込まれる設備</p> <p>(2) 施設等の事業所敷地内に設置、又は使用する設備</p> <p>(3) 以下に掲げるいずれかの省エネ</p> <p>ルギー診断において助言や提案を受けた設備</p> <p>① 一般財団法人省エネルギーセンターによる診断</p> <p>② 資源エネルギー庁「地域プラットフォーム構築事業」における「省エネお助け隊」による診断</p> <p>③ エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づくエネルギー管理士等による診断</p> <p>2 1のほか、事業所のエネルギー消費量等の削減</p>	<p>以下の全ての要件を満たす設備</p> <p>(1) 更新によりエネルギー消費量の削減が見込まれる設備（但し外部から電気、燃料等の供給を受けて稼働するものであって、現在使用している設備と同等の出力・能力を有するものへの更新に限る）又は新設により電力料金等の削減が見込まれる発電設備</p> <p>(2) 病院等の事業所敷地内に設置、又は使用する設備</p> <p>(3) 償却資産登録される設備</p> <p>(4) 事業所のエネルギー消費量又は消費金額に直接影響する設備</p>

		に資すると知事が認めるもの（但し省エネルギー診断による助言や提案を受けていること。）									
補助対象外設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 省エネルギー型自動販売機</li> <li>○ 非常用自家発電設備</li> <li>○ 車両などの更新・導入</li> <li>○ 節水効果を高めるための設備（但し温水の節水に資するもの（シャワーヘッド等）は申請を認める）</li> <li>○ 主に居住を目的とした施設における設備更新 等</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 省エネルギー型自動販売機</li> <li>○ コージェネレーション設備、非常用自家発電設備</li> <li>○ 車両などの更新・導入</li> <li>○ 主に居住を目的とした施設における設備更新 等</li> </ul>								
補助対象経費	<p>補助対象となる経費は、次に掲げる条件を満たす下表の経費とする。</p> <p>(1) 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費であること。</p> <p>(2) 事業実施期間内に支払が完了した経費であること。</p> <p>(3) 証拠資料等（見積書、納品書、請求書、領収書、成果物）によって支払金額が確認できる経費であること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">経費区分 (費目)</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計費</td> <td>事業遂行に直接必要な機械装置・建築材料等の設計費</td> </tr> <tr> <td>設備費</td> <td>事業遂行に直接必要な機械装置・建築材料等の購入（運搬に係る経費を含む。）、製造（改修を含む。）又は据付、既存設備の撤去（廃棄処分に係る費用は除く。）等に必要経費</td> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td>事業遂行に直接必要な配管、配電等の工事に必要経費</td> </tr> </tbody> </table>			経費区分 (費目)	内 容	設計費	事業遂行に直接必要な機械装置・建築材料等の設計費	設備費	事業遂行に直接必要な機械装置・建築材料等の購入（運搬に係る経費を含む。）、製造（改修を含む。）又は据付、既存設備の撤去（廃棄処分に係る費用は除く。）等に必要経費	工事費	事業遂行に直接必要な配管、配電等の工事に必要経費
経費区分 (費目)	内 容										
設計費	事業遂行に直接必要な機械装置・建築材料等の設計費										
設備費	事業遂行に直接必要な機械装置・建築材料等の購入（運搬に係る経費を含む。）、製造（改修を含む。）又は据付、既存設備の撤去（廃棄処分に係る費用は除く。）等に必要経費										
工事費	事業遂行に直接必要な配管、配電等の工事に必要経費										
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消費税、振込手数料</li> <li>○ 廃棄処分に係る経費</li> <li>○ 土地の取得・賃貸に係る経費、建物の新設・増設に係る経費</li> <li>○ 本事業の目的に合致しない経費 等</li> </ul>										
補助率	補助対象経費の3分の2以内	補助対象経費の4分の3以内	補助対象経費の2分の1以内								
補助額 (※)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</li> <li>○ 補助対象経費が下記に定める下限額に達しない場合は、その全額を補助対象としないものとする。</li> </ul>										
上限額 (補助対象)	133万3千円 (200万円)	150万円 (200万円)	5,000千円 (10,000千円)								

経費 上限 額)			
下限 額 (補助 対象 経費 下限 額)	13万3千円 (20万円)	15万円 (20万円)	500千円 (1,000千円)

- (※) 過去にこの補助金（通常枠及び特別枠については、社会福祉施設等原油・原材料価格高騰等対応設備導入緊急支援事業補助金、病院等枠については、医療機関原油・原材料価格高騰等対応設備導入緊急支援事業補助金を含む）の交付決定を受けている法人等は、交付決定済額が補助上限額未満の場合に限り、交付申請を認める。
- (※) 通常枠（又は特別枠）と病院等枠は、同時申請可能とする。  
通常枠と特別枠は、同時申請不可とする。

## 補助対象要件及び申請書類チェック表

提出する書類は「添付済み」の欄に"○"、提出しない書類は"—"を選択すること

No.	書類の名称		ファイル形式	添付済み	
1	補助対象要件及び申請書類チェック表（本表）		Excel	○	
2	補助金交付申請書（別記第1号様式）			—	
3	事業計画書（別記第2号様式）			—	
4	暴力団等の排除に関する誓約書（別記第3号様式）			—	
5	事前着手届（別記第4号様式） ※補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合のみ提出			—	
6	「別紙1 既存設備と導入予定設備の比較表 交付申請用」			—	
7	省エネ診断結果の写し ※特別枠のみ提出		PDF	—	
8	見積書等 ※交付申請時に添付する見積書は1社分でかまいません。 ただし、事業実施にあたっては、1件あたり税込100万円を超える取引については、2社以上から見積をとり、より安価な発注先を選ぶとともに、これらの複数の見積書を実績報告時にご提出ください。 ※宛名、発行元、発行日、見積金額、商品・契約等の内容がはっきり明示してあるものを用意してください。		PDF	—	
9	対象施設であることがわかる書類	助産所	直近の1年間で分娩を10件以上取り扱ったことがわかる書類	PDF	—
	※通常枠、特別枠のみ提出	薬局	・保険医療機関指定通知書（写） ・保険診療事業を継続して実施していることがわかる書類（調剤報酬支払通知書（写））	PDF	—
10	収支が減少していることの根拠資料 ※対象月の月間収入・支出額がわかり、○年○月と明確な記載があるもの ※不明な場合は担当者宛てに御相談願います。		PDF	—	
11	「既存設備」と「導入予定設備」の仕様・性能が分かるもの（カタログ等の写し） ※新規導入する場合は「導入予定設備」の資料のみ要提出		PDF	—	
12	「既存設備」の写真（①設置場所の全景、②設備ごとの写真、③銘板） ※新規導入する場合は提出不要		任意	—	
13	その他必要と認められる資料 ※エコタイヤを導入する場合、社有車の車検証の写し 等		任意	—	

※該当する全ての書類を提出すること

※審査の結果、希望する補助金の額を下回る可能性がある点に留意すること

**令和8年度  
社会福祉施設及び医療機関等  
原油・原材料価格高騰等対応設備導入緊急支援事業補助金申請要領**

令和8年3月27日  
Ver. 3

**【目次】**

申請受付期間	1
申請書類の提出方法及び提出先	1
事業スキーム	2
「重要事項」についてのご説明	3
I 本事業について	
1 事業の目的	6
2 補助対象者	6
3 補助対象設備	7
4 補助対象経費	9
5 補助率等	11
II 事務手続きの流れ	
1 補助金の交付申請	12
2 県による補助金の審査	14
3 補助事業の実施	15
4 その他	17

■申請書類一式及びQA等は、県ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/fukushihoken/fukushi-e-support.html>

または

新潟県 社会福祉法人 医療機関 省エネ補助金

検索 🔍

随時、補足事項やQ&A等の情報を更新・追加する場合がありますので、申請時には県ホームページに掲載される最新情報をご確認ください。



## ■申請受付期間

【通常枠・特別枠・病院等枠共通】令和8年4月1日(水)～令和8年9月30日(水)必着

- 受付期限前であっても、申請金額が予算の範囲を超えた日をもって、受付を終了します。予算の空き状況については、補助金事務局あてにご確認くださいようお願いいたします。
- 受付開始日（令和8年4月1日）よりも前に着手（設備の発注・契約・支出行為等）を実施した工事については、補助対象外です。
- 実績報告書の提出期日は令和9年1月31日（日）です。期日までに提出できない場合は、補助金をお支払いすることができませんので、必ず期日を守ってください。
- 申請書類一式が補助金事務局に到着した日をもって受付日となります。郵送で提出される場合は、締切までに補助金事務局に申請書類が到着するよう、発送日にご注意ください。
- 通常枠と特別枠の同時申請はできません。
- 通常枠（又は特別枠）と病院等枠の同時申請は可能です。通常枠（又は特別枠）と病院等枠の同時申請を行う場合、申請書はそれぞれ別に作成してください。
- 申請は法人単位で行うものとし、補助額の上限下限は法人単位で考えます。
- 過去に当該補助金（通常枠及び特別枠については、社会福祉施設等原油・原材料価格高騰等対応設備導入緊急支援事業補助金、病院等枠については、医療機関原油・原材料価格高騰等対応設備導入緊急支援事業補助金を含む）の交付決定を補助上限額まで受けた法人等は対象外です。  
ただし、実績報告にて補助額(a)が補助上限額(b)を下回った場合は、その差額(b-a)の申請は可能です。

## ■申請書類の提出方法及び提出先(補助金事務局)

設備の導入を申請する施設別に、以下の宛先まで、原則として電子メールで提出してください。（メールアドレスの間違いに御注意ください。）

※ 複数種別の施設について申請する場合は、申請金額が一番大きい施設種別の担当課に提出してください。

申請施設の種別	メールアドレス	担当課（電話）	所在地
高齢者施設等	ngt040230@pref.niigata.lg.jp	高齢福祉保健課 (025-280-5195)	※郵送する場合 〒950-8570 新潟市中央区 新光町4-1 左記の担当課 名を記載し提 出してください。
児童福祉施設等	hoiku@pref.niigata.lg.jp	こども家庭課 (025-280-5215)	
障害者(児)施設	ngt040260@pref.niigata.lg.jp	障害福祉課 (025-280-5918)	
救護施設	ngt040210@pref.niigata.lg.jp	福祉保健総務課 (025-280-5179)	
医療機関等 (病院・有床診療所を 除く)	ngt040320@pref.niigata.lg.jp	地域医療政策課 (025-280-5184)	



## 「重要事項」についてのご説明

本補助金に係る重要事項を以下のとおりご案内いたしますので、必ずご確認のうえ、ご理解いただいたうえでの申請をお願いいたします。

### 1 本補助金事業は「新潟県補助金等交付規則（昭和32年2月12日新潟県規則第7号）」及び「社会福祉施設及び医療機関等原油・原材料価格高騰等対応設備導入緊急支援事業補助金交付要綱」に基づき実施されます。

- ・ 申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合には、補助金交付決定の取消・返還命令等を行うことがあります。

### 2 国及び県が助成する他の制度との併用はできません。

### 3 原則として、「補助金交付決定通知書」が交付されるまでの間は、補助事業に着手することはできません。

- ・ やむを得ない事情により、交付決定前に補助事業の着手（設備の発注・契約・支出行為等）を実施しようとする場合は、事前に所定の「事前着手届」を提出しなければなりません。
- ・ 「事前着手届」を提出することなく、「補助金交付決定通知書」が交付される前に発注・契約・支出行為を行った場合は、補助金をお支払いすることができません。

なお、「事前着手届」を提出した場合であっても、補助金の採択が約束されるものではありませんので御留意願います。

### 4 交付申請時に提出した計画等を変更する際には事前の承認が必要です。

- ・ 交付決定を受けた後に、補助事業の内容（軽微な変更を除く）又は経費の配分の変更（各経費相互間のいずれか低い額の20パーセントを超える経費の配分変更）を希望する場合には、補助事業の交付の目的に沿った範囲内で、あらかじめ（発注・契約前に）、所定の「変更承認申請書」を提出し、その承認を受けなければなりません。

なお、予算に限りがあるため、交付決定額の増額はできません。

**5 補助金交付決定を受けても、遅くとも令和9年1月31日(日)までに「実績報告書」等を提出しない場合は、補助金をお支払いすることができません。**

- ・ 補助事業完了の日（設備が納品され、経費全額の支払が完了した日）から起算して30日以内又は令和9年1月31日(日)のいずれか早い日までに、「実績報告書」を提出しなければなりません。実績報告書等の提出が確認できなかった場合には、補助金交付決定を受けていても、補助金をお支払いすることができません。ついては、必ず定められた期日までに実績報告書等を提出してください。

**6 実際に受け取る補助金額が「補助金交付決定通知書」に記載した交付決定金額より少なくなることがあります。**

- ・ 補助金交付決定を受けても、実績報告書等の内容を確認した結果、支出内容に補助対象外経費が計上されていることが判明した場合には、当該支出を除いて補助対象経費を算出します。

**7 所定の取得財産等の目的外使用、譲渡、担保提供、廃棄等の処分には制限があります。**

- ・ 単価50万円（税抜）以上の機械装置等の購入は「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の支払いを受けた後であっても、一定の期間において処分（補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されます。
- ・ 処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず県に対して承認を申請し、承認を受けた後に処分を行ってください。なお、県は、財産処分を承認した補助事業者に対して、当該承認について、残存簿価等から算出される金額（交付した補助金の全部または一部に相当する金額）の返還をお願いすることがあります。
- ・ 承認を得ずに処分を行うと、補助金交付取消・返還命令の対象となります。

**8 補助事業に係る帳簿および証拠書類を、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、保存しなければなりません。**

- ・ 保存義務期間内に、会計検査院による実地検査等が実施された場合、補助金を受け

た者の義務としてこの検査に応じなければなりません。また、検査等の結果、補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。

## 9 その他

- ・ 申請者は、本申請要領及び補助金交付要綱等に記載のない細部については、県からの指示に従うものとします。

# I 本事業について

## 1 事業の目的

原油・原材料価格高騰等の影響を受けている県内の社会福祉法人、医療法人、学校法人等（個人事業主を含み、法人格のない任意団体は除く。）が行う省エネルギー設備の導入を支援するものです。

## 2 補助対象者

本補助の対象者は、次の(1)及び(2)に掲げる要件をいずれも満たす者です。

(1) 新潟県内に施設や病院等の事業所（注）を有する法人等（個人事業主を含み、法人格のない任意団体は除く。）であること。（公立施設は除く。）

（注）詳しい補助対象事業所については、以下の【補助対象とする事業所の例示】を御覧ください。

### 【補助対象とする事業所の例示】

高齢者 施設等	〔訪問系〕 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 等 〔通所系〕 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護 等 〔入所系〕 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、介護医療院、特定施設入居者生活介護 等 〔その他〕 福祉用具貸与・販売、居宅介護支援
児童福祉 施設等	〔保育系〕 保育所、保育所型認定こども園、地域裁量型認定こども園、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、届出を行っている認可外保育施設（居宅にて保育を行うものを除く。） 〔その他〕 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム
障害者(児) 施設	〔訪問系〕 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援 〔日中活動系〕 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、就労定着支援、就労選択支援 〔居住系〕 施設入所支援、共同生活援助、自立生活援助 〔障害児通所〕 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

	〔障害児入所〕 福祉型障害児入所支援、医療型障害児入所支援 〔相談系〕 地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援
救護施設	救護施設
医療機関等 (病院・有床診療所は除く)	無床診療所、歯科診療所、助産所（ただし、直近の1年間で分娩を10件以上取り扱った施設に限る。）、歯科技工所、施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復業）
薬局	薬局（保険薬局に限る。）
幼稚園	幼稚園、幼稚園型認定こども園
病院・有床診療所	病院、有床診療所

(2) 令和4年1月以降、任意の1か月の収支（本業の収入－支出）が、令和元年から令和3年までのいずれかの年の同月と比較して5%以上減少していること。（注1、2）

（注1）事業所等のサービス単位ではなく、法人全体で満たしている必要があります。

（注2）収支の例として、社会福祉法人は事業活動計算書における「サービス活動増減差額」などが、NPO法人は活動計算書における「当期経常増減額」などが、学校法人は事業活動収支計算書における「教育活動収支差額」などが該当。

### 3 補助対象設備

補助対象となる設備は、以下の全ての要件を満たす設備であることとします。

【通常枠】	【特別枠】	【病院等枠】
<p>1 以下の全ての要件を満たす設備</p> <p>(1) 新設（但し施設の新増設に伴う設置は除く。）又は更新により、エネルギー消費量又は消費金額の削減が見込まれる設備</p> <p>(2) 施設等の事業所敷地内に設置、又は使用する設備</p> <p>2 1のほか、事業所のエネルギー消費量等の削減に資すると知事が認めるもの</p>	<p>1 以下の全ての要件を満たす設備</p> <p>(1) ～ (2) 同左</p> <p>(3) 以下に掲げるいずれかの省エネルギー診断において助言や提案を受けた設備</p> <p>①一般財団法人省エネルギーセンターによる診断</p> <p>②資源エネルギー庁「地域プラットフォーム構築事業」における「省エネお助け隊」による診断</p> <p>③エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づくエネルギー管理士等</p>	<p>以下の全ての要件を満たす設備</p> <p>(1) 更新によりエネルギー消費量の削減が見込まれる設備（但し外部から電気、燃料等の供給を受けて稼働するものであって、現在使用している設備と同等の出力・能力を有するものへの更新に限る）又は新設により電力料金等の削減が見込まれる発電設備</p> <p>(2) 病院等の事業所敷地内に設置、又は使用する設備</p> <p>(3) 償却資産登録される設備</p> <p>(4) 事業所のエネルギー消費量又は消費金額に直接影響する</p>

	<p>による診断</p> <p>2 1のほか、事業所のエネルギー消費量等の削減に資すると知事が認めるもの（但し省エネルギー診断による助言や提案を受けていること。）</p>	設備
--	---	----

#### [補助対象設備の例]

##### (通常枠、特別枠共通)

- ・ 別紙「補助対象とする設備例」を参照ください。  
 なお、別紙の設備例以外でも要件を満たした設備であれば認められる可能性があります。  
 少しでも判断に迷うようであれば、申請を考えている担当課にご相談ください。

##### (病院等枠)

- ・ 「空調」「業務用給湯器」「ボイラ」「変圧器」「冷凍冷蔵設備」「産業用モータ」「太陽光発電」等

#### [補助対象とならない設備の例]

##### (通常枠、特別枠共通)

- ・ 省エネルギー型自動販売機、車両などの更新・導入  
 (但し、訪問サービス事業者が所有する車両のエコタイヤへの更新は対象)
- ・ 新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所へ新たに導入する設備
- ・ 非常用自家発電設備
- ・ 節水効果を高めるための設備(但し温水の節水に資するもの(シャワーヘッド等)は対象)
- ・ 主に居住を目的とした事業所における設備更新 等

##### (病院等枠)

- ・ 省エネルギー型自動販売機、断熱フィルム、断熱塗装、コージェネレーション設備、燃料改質器具、インバータ、車両、非常用自家発電設備 等

#### [省エネルギー診断について]

下記実施機関のサイトをご確認ください。

- ・ 一般財団法人省エネルギーセンター「省エネ最適化診断」  
<https://www.shindan-net.jp/>

このほか、公益財団法人にいがた産業創造機構「専門家派遣事業」制度を利用したエネルギー管理士等による診断も対象となりますので、参考にしてください。

- ・ 公益財団法人にいがた産業創造機構「専門家派遣事業」  
<https://www.nico.or.jp/sien/senmonka/71795/>

## 4 補助対象経費

(1) 補助対象となる経費は、次の①～③の全ての条件を満たすものです。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 交付申請時に提出した「事業計画書」における「実施スケジュール」の「支払完了日」まで（完了延期報告書（別記第7号様式）を提出している場合は、延期した日まで）に支払いが完了した経費
- ③ 根拠資料（見積書、納品書、請求書、領収書、成果物）等により支払金額が確認できる経費

(2) 経費の支払方法について

- ・ 自社振出・他社振出にかかわらず、小切手・手形による支払いは不可です。また、相殺（売掛金と買掛金の相殺等）による決済も認められません。

(3) 電子商取引等について

- ・ 取引相手先によく確認し、仕様提示、見積、発注、納品、検収、請求、支払といった流れで調達を行い、適切な経理処理の証拠となる書類（取引画面を印刷したもの等）を整理・保存・提出ができることを把握してから取引をしてください。
- ・ 実際に経費の支出を行っていたとしても、取引相手先の都合等により、発注した日が確認できる取引画面を提出できない、補助対象経費として計上する取引分の請求額が分かる書類が提出できない等の場合には、補助金をお支払いすることができません。
- ・ 電子マネーでの支払いをしようとする場合でも、補助事業者からの支出であることに加え、上記と同様、一連の経理処理の証拠となる書類を整理・保存・提出ができるものであることが必要です。

(4) 経理処理上の留意事項

- ・ 補助事業における発注先の選定にあたっては、1件あたり100万円（税込）を超える取引については、2社以上から見積をとり、より安価な発注先を選んでください。ただし、発注する事業内容の性質上、見積をとることが困難な場合は、該当企業等を随意契約の対象とする理由書を実績報告時にご提出ください。
- ・ 補助事業を行うにあたっては、当該事業について区分経理を行ってください。補助対象経費は当該事業に使用したものとして明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとなります。

(5) 補助対象となる経費は次の①～③に掲げる経費であり、これ以外の経費は本事業の補助対象外となります。

経費区分	左記の内訳
①設計費	事業遂行に直接必要な機械装置・建築材料等の設計費
②設備費	事業遂行に直接必要な機械装置・建築材料等の購入（運搬に係る経費を含む）、製造（改修を含む）又は据付、既存設備の撤去（廃棄処分に係る費用は除く）等に必要経費 <留意事項> 50万円以上（税抜）の機械装置等の購入は、処分制限財産に該当し、補助事業期間終了後も一定期間は承認なしに処分（補助金の交付の目的に反した使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供すること）ができません。
③工事費	事業遂行に直接必要な改修等工事に係る経費

(6) 上記(5)①～③に掲げる経費であっても、下記に該当する経費は対象となりません。

<p>(通常枠・特別枠・病院等枠共通)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 補助事業の目的に合致しないもの</li> <li>2) 必要な経理書類を用意できないもの</li> <li>3) 自社内部の取引によるもの</li> <li>4) 販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費</li> <li>5) オークションによる購入（インターネットオークションを含みます。）</li> <li>6) 中古品、レンタル、リースによる設備の導入費用</li> <li>7) 建物の新築、増改築等に係る費用</li> <li>8) 電力工事負担金</li> <li>9) 不動産の購入・取得費、賃借料、登記費用、修理費、廃棄処分費、車検費用</li> <li>10) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用および訴訟等のための弁護士費用</li> <li>11) 金融機関などへの振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決算手数料等</li> <li>12) 公租公課（消費税・地方消費税は、補助対象外とします。）</li> <li>13) 各種保証・保険料</li> <li>14) 免許・特許等の取得・登録費</li> <li>15) 役員報酬、直接人件費</li> <li>16) 各種キャンセルに係る取引手数料等</li> <li>17) 補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用</li> <li>18) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費</li> </ol>
--

(病院等枠)

1) 既存設備と使用用途が異なる設備の導入に係る費用

## 5 補助率等

本補助金に係る補助率等は以下のとおりです。

	【通常枠】	【特別枠】	【病院等枠】
補助率	補助対象経費の3分の2以内	補助対象経費の4分の3以内	補助対象経費の2分の1以内
補助上限額	133万3千円 〔留意事項〕 ・ 補助対象経費合計が200万円以上の事業に対して、上記補助上限額を補助します。 ・ 補助対象経費合計が200万円未満の場合は、その補助対象経費計額にそれぞれの枠の補助率を乗じた金額を補助します。	150万円	500万円 〔留意事項〕 ・ 補助対象経費合計が1,000万円以上の事業に対して、上記補助上限額を補助します。 ・ 補助対象経費合計が1,000万円未満の場合は、その補助対象経費計額にそれぞれの枠の補助率を乗じた金額を補助します。
補助下限額	13万3千円 〔留意事項〕 ・ 補助対象経費合計が20万円以上の事業が補助対象です。 ・ 補助対象経費合計が20万円未満の事業は、補助対象となりません。	15万円	50万円 〔留意事項〕 ・ 補助対象経費合計が100万円以上の事業が補助対象です。 ・ 補助対象経費合計が100万円未満の事業は、補助対象となりません。

〔留意事項〕

- ・ 補助対象経費（注1）の合計に補助率を乗じて得た額が、補助金額（注2）となります。

（注1）消費税を除いた額としてください。（見積額等が内税の場合は、下記のように税抜価格に割り戻してください。割り戻しに当たって小数点以下は切り捨てます）

【例えば…税込価格49,677円の場合】

・  $49,677(\text{税込価格}) \div 1.1 = 45,160.90909\dots$

→ 小数点以下は切り捨てるので、本体価格は45,160円となります。

本体価格(補助対象経費)：45,160円

消費税(補助対象外経費)：4,517円

（注2）千円未満の端数が生じた場合は切り捨て

## II 事務手続きの流れ

### 1 補助金の交付申請

#### (1) 受付期間・申請書類の入手方法

【通常枠・特別枠・病院等枠共通】	令和8年4月1日(水)～令和8年9月30日(水)必着
県ホームページ	申請書類は以下のページからダウンロード願います。 <a href="https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/fukushihoken/fukushi-e-support.html">https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/fukushihoken/fukushi-e-support.html</a>

- 受付期限前であっても、申請金額が予算の範囲を超えた日をもって、受付を終了します。予算の空き状況については、補助金事務局あてにご確認くださいようお願いいたします。
- 申請書類一式が補助金事務局に到着した日をもって受付日となります。郵送で提出される場合は、締切までに補助金事務局に申請書類が到着するよう、発送日にご注意ください。
- 通常枠と特別枠の同時申請はできません。
- 通常枠（又は特別枠）と病院等枠の同時申請は可能です。通常枠（又は特別枠）と病院等枠の同時申請を行う場合、申請書はそれぞれ別に作成してください。
- 申請は法人単位で行うものとし、補助額の上限下限は法人単位で考えます。
- 過去に当該補助金（通常枠及び特別枠については、社会福祉施設等原油・原材料価格高騰等対応設備導入緊急支援事業補助金、病院等枠については、医療機関原油・原材料価格高騰等対応設備導入緊急支援事業補助金を含む）の交付決定を補助上限額まで受けた法人等は対象外です。  
ただし、実績報告にて補助額(a)が補助上限額(b)を下回った場合は、その差額(b-a)の申請は可能です。

#### (2) 提出先・問い合わせ先（補助金事務局）

設備の導入を申請する施設別に、以下の宛先まで、原則として電子メールで提出してください。（メールアドレスの間違いに御注意ください。）

提出の際は、電子メールの件名を「【省エネ申請】事業者名」としてください。（例：【省エネ申請】○△クリニック）

※ 複数種別の施設について申請する場合は、申請金額が一番大きい施設種別の担当課に提出してください。

申請施設の種別	メールアドレス	担当課（電話）	所在地
高齢者施設等	ngt040230@pref.niigata.lg.jp	高齢福祉保健課 (025-280-5195)	※郵送する場合 〒950-8570
児童福祉施設等	hoiku@pref.niigata.lg.jp	こども家庭課 (025-280-5215)	新潟市中央区 新光町4-1

障害者(児)施設	ngt040260@pref.niigata.lg.jp	障害福祉課 (025-280-5918)	左記の担当課名を記載し提出してください。
救護施設	ngt040210@pref.niigata.lg.jp	福祉保健総務課 (025-280-5179)	
医療機関等 (病院・有床診療所を除く)	ngt040320@pref.niigata.lg.jp	地域医療政策課 (025-280-5184)	
薬局	ngt040330@pref.niigata.lg.jp	感染症対策・薬務課 (025-280-5187)	
幼稚園	shigaku@pref.niigata.lg.jp	大学・私学振興課 (025-280-5020)	
病院・有床診療所	ngt040320@pref.niigata.lg.jp	地域医療政策課 (025-280-5379)	

※ 必要に応じて、書類の差し替え、追加資料の提出および説明を求めることがあります。

※ 申請書類等の用紙サイズはA4判（A4判より小さい書類はA4判用紙に貼付）で、申請書類等は全て片面印刷をお願いします。

※ 申請書類等の返却はいたしません。

【提出資料一覧】※郵送の場合は、各資料を1部ずつ提出すること。

No.	申請書類の区分	
1	補助対象要件及び申請書類チェック表	
2	補助金交付申請書（別記第1号様式）	
3	事業計画書（別記第2号様式）	
4	暴力団等の排除に関する誓約書（別記第3号様式）	
5	事前着手届（別記第4号様式）※補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合のみ提出	
6	「別紙 既存設備と導入予定設備の比較表 交付申請用」※設備を更新する場合のみ必須提出	
7	省エネ診断結果の写し ※特別枠で申請する場合のみ提出	
8	<b>見積書等</b> ※交付申請時に添付する見積書は1社分でかまいません。 ただし、事業実施にあたっては、1件あたり税込100万円を超える取引については2社以上から見積をとり、より安価な発注先を選ぶとともに、これらの複数の見積書を実績報告時にご提出ください。 ※宛名、発行元、発行日、見積金額、商品・契約等の内容がはっきり明示してあるものを用意してください。	
9	対象施設であること とがわかる書類	助産所 直近の1年間で分娩を10件以上取り扱ったことが わかる書類

	※通常枠・特別枠で申請する場合のみ提出	薬局	・保健医療機関指定通知書（写） ・保険診療事業を継続して実施していることがわかる書類（調剤報酬支払通知書（写））
10	収支が減少していることの根拠資料 ※対象月の月間収入・支出額がわかり、○年○月と明確な記載があるもの。 ※判断に迷う場合は事務局宛てに御相談願います。		
11	「既存設備等」と「導入予定設備等」の仕様・性能が分かるもの（カタログ等の写し） ※新規導入する場合は「導入予定設備」の資料のみ提出		
12	「既存設備等」①設置場所の全景、②設備ごとの写真、③銘板 の写真 ※設備等写真台帳を任意様式で作成し添付すること ※新規導入する場合は不要		
13	その他必要と認められる資料 ※エコタイヤを導入する場合、社有車の車検証の写し 等		

#### <No. 6 事前着手届（別記第4号様式）について>

- ・ 補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合は、着手前に「事前着手届（別記第4号様式）」を提出してください。
- ・ 事前着手届を提出した場合でも、補助金の採択を約束するものではありません。
- ・ 事前着手届出後に発注等をした経費であっても、交付申請の内容を審査した結果、補助対象とならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 交付申請書類の提出後から交付決定前までの間は、随時提出を受け付けます。

## 2 県による補助金の審査

### (1) 採択審査

- ・ 補助金の採択審査は、提出を受けた交付申請書等をもとに、社会福祉施設及び医療機関等原油・原材料価格高騰等対応設備導入緊急支援事業補助金交付要綱第3条に規定する交付基準に基づき書面で行います。
- ・ 必要に応じて、書類の差し替え、追加資料の提出および説明を求めることがあります。

### (2) 結果の通知

申請者全員に対して、採択（交付決定）または不採択の結果を書面で通知します。

※ 採択審査結果の内容についての問い合わせには応じかねます。

※ 申請時期や内容によっては結果の通知に時間を要する場合があります。予めご了承ください。え、事業計画を作成願います。

### 3 補助事業の実施

#### (1) 補助事業実施期間

交付決定日<sup>※1</sup>から実績報告書の提出期限（令和9年1月31日（日））<sup>※2</sup>まで

※1 「事前着手届」を提出した場合は、届出の日

※2 遅くとも令和9年1月31日（日）までに実績報告書を提出していただく必要があります。実績報告書の提出が間に合うように支払いを完了させてください。

#### (2) 補助事業の変更を申請する場合【提出先】交付申請書を提出した各担当課

- ・ 交付決定後、補助事業の交付の目的に沿った範囲内で、補助事業の内容変更（軽微な変更を除く）、または経費の配分変更（各経費相互間のいずれか低い額の20パーセントを超える経費の配分変更）をしようとする場合は、あらかじめ（発注・契約前に）、「変更承認申請書（別記第5号様式）」を提出し、承認を受けてください。
- ・ なお、予算に限りがあるため、交付決定額の増額はできません。

#### (3) 補助事業の中止又は廃止を申請する場合【提出先】交付申請書を提出した各担当課

- ・ 交付決定後、補助事業を中止（一時中断）、または廃止（実施取りやめ）をしようとする場合は、あらかじめ「中止（廃止）承認申請書（別記第6号様式）」を提出し、承認を受けてください。

#### (4) 実績報告書の提出【必須提出】【提出先】交付申請書を提出した各担当課

- ・ 補助事業を完了（設備が納品され補助対象経費の支払が完了すること）したときは、完了の日から起算して30日以内又は令和9年1月31日（日）のいずれか早い期日までに、「実績報告書（別記第8号様式）」を提出してください。
- ・ 補助金交付決定を受けていても、定められた期日までに実績報告書等の提出が確認できなかった場合には、補助金をお支払いすることができませんので、必ず期日を守ってください。

#### (5) 補助事業が事業計画書に記載の期限までに完了しない場合の報告

【提出先】交付申請書を提出した各担当課

- ・ 半導体不足などの影響により納品が遅延し、補助事業が「事業計画書」に記載の期日までに完了せず、実績報告書等を提出できないことが明らかになった場合は、速やかに「完了延期報告書（別記第7号様式）」を提出してください。

#### (6) 補助金の交付

- ・ 事務局において、実績報告書の審査、必要に応じた現地調査等を実施し、交付すべき補助金の額を確定した後に補助金をお支払いします。（本事業では、発注前の補助金の支払い（概算

払い) は行いません。)

- ・ 実績報告書等の確認時に、支出内容に補助対象外経費が計上されていることが判明した場合には、当該支出を除いて補助対象経費を算出します。この場合、実際に受け取る補助金は「補助金交付決定通知書」に記載した交付金額より少なる場合があります。
- ・ なお、補助金は経理上、支払い額の確定を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象となります。

#### (7) 取得財産の管理・処分

- ・ 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければなりません。
- ・ 単価 50 万円（税抜）以上の機械装置等の購入は、「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間において処分（補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されます。
- ・ 処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず県に対して承認を申請し、承認を受けた後に処分を行ってください。なお、県は、財産処分を承認した補助事業者に対して、当該承認について、残存簿価等から算出される金額（交付した補助金の全部または一部に相当する金額）の返還をお願いすることがあります。
- ・ 承認を得ずに処分を行うと、補助金交付取消・返還命令の対象となります。

#### (8) 補助対象事業の経理

- ・ 補助事業に係る帳簿および証拠書類を、補助事業完了後、当該年度の終了後 5 年間保存しなければなりません。
- ・ 保管義務期間内に、会計検査院による実地検査等が実施された場合、補助金を受けた者の義務として応じなければなりません。

## 4 その他

- (1) 実績報告書の提出後に、補助金額を確定するため、補助金使用経費に係る立ち入り検査を実施することがあります。
- (2) 上記の立ち入り検査の際に、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合は、補助金をお支払いすることができません。
- (3) 補助金の支払後に、会計検査院が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。
- (4) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に違反する行為等

(例：他の用途への無断流用、虚偽報告など)をした場合には、補助金の交付決定の取消・返還命令（加算金の徴収を含む）、不正の内容の公表等を行うことがあります。

また、法令に違反していることが明らかな場合、当該法令による罰則のほか、交付決定取消や交付済み補助金の全額返還等の処分を受ける可能性があります。

## 《補助対象とする設備例》

事業区分	事業細目	事業概要
自家消費エネルギー創出することでエネルギー消費金額を削減するもの	太陽光利用	太陽光発電 太陽熱給湯機（屋上等に設置し、暖めた温水を暖房（床暖房等）、給湯（シャワー、給食等）などに利用するもの）
	その他	燃料電池、コージェネレーション、燃料改質器具、蓄電池など
事業所のエネルギー消費量又は消費金額を直接的に削減するもの	省エネ家電等への更新	空調設備、給湯器、冷蔵庫、インバーター、全熱交換器等
		LED照明
事業所のエネルギー消費量又は消費金額を間接的に削減するもの	断熱対策	一枚ガラスから複層ガラスへの交換、断熱材等の改良
	採光・遮光等対策	庇、ルーバー、バルコニー、反射鏡等の設置
	空調効率を高める設備又は空調と併用して使用することで効果がある設備	サーキュレーター、シーリングファン、扇風機、室外機の断熱・遮光・ショートサーキット対策等
	エネルギー消費量の管理	BEMSの導入（デマンド監視装置、ソフトウェア等を含む）※初期導入費用のみ対象（月額利用料等は対象外）
	その他	訪問サービス事業所が所有する車両のエコタイヤ等

**令和8年度**  
**社会福祉施設及び医療機関等**  
**原油・原材料価格高騰等対応設備導入緊急支援事業補助金 Q&A**

令和8年3月27日  
Ver. 3

## I 申請手続きについて

**Q 1 申請受付期間を教えてください。**

A 1 次のとおりとなります。

**【通常枠・特別枠・病院等枠共通】**

令和8年4月1日（水）～令和8年9月30日（水）必着

- ※ 受付期限前であっても、申請金額が予算の範囲を超えた日をもって、受付を終了します。 予算の空き状況については、補助金事務局へお問い合わせください。
- ※ 受付開始日（令和8年4月1日）よりも前に着手（設備の発注・契約・支出行為等）を実施した工事については、補助対象外です。
- ※ 令和9年1月31日（日）までに実績報告書を提出できない場合は、補助金をお支払いすることができません。 ついては、必ず定められた期日までに実績報告書等を提出してください。
- ※ 申請書類一式が補助金事務局に電子メールで提出された日をもって受付日となります。
- ※ 通常枠と特別枠の同時申請はできません。
- ※ 通常枠（又は特別枠）と病院等枠の同時申請は可能です。通常枠（又は特別枠）と病院等枠の同時申請を行う場合、申請書はそれぞれ別に作成してください。
- ※ 申請は法人単位で行うものとし、補助額の上限下限は法人単位で考えます。
- ※ 過去に当該補助金（通常枠及び特別枠については、社会福祉施設等原油・原材料価格高騰等対応設備導入緊急支援事業補助金、病院等枠については、医療機関原油・原材料価格高騰等対応設備導入緊急支援事業補助金を含む）の交付決定を補助上限額まで受けた法人等は対象外です。ただし、実績報告にて補助額(a)が補助上限額(b)を下回った場合は、その差額(b-a)の申請は可能です。

**Q 2 申請書類の提出方法及び提出先を教えてください。**

A 2 設備を導入する施設別に、以下の宛先まで、原則として電子メールで提出してください。（メールアドレスの間違いに御注意ください。）

提出の際は、電子メールの件名を「【省エネ申請】事業者名」としてください。

（例：【省エネ申請】○△クリニック）

施設の種別	メールアドレス	担当課	電話
高齢者施設等	ngt040230@pref.niigata.lg.jp	高齢福祉保健課	025-280-5195
児童福祉施設等	hoiku@pref.niigata.lg.jp	こども家庭課	025-280-5215
障害者(児)施設	ngt040260@pref.niigata.lg.jp	障害福祉課	025-280-5918

救護施設	ngt040210@pref.niigata.lg.jp	福祉保健総務課	025-280-5179
医療機関等 (病院・有床診療所を除く)	ngt040320@pref.niigata.lg.jp	地域医療政策課	025-280-5184
薬局	ngt040330@pref.niigata.lg.jp	感染症対策・薬務課	025-280-5187
幼稚園	shigaku@pref.niigata.lg.jp	大学・私学振興課	025-280-5020
病院・有床診療所	ngt040320@pref.niigata.lg.jp	地域医療政策課	025-280-5379

○申請書類等は、県のホームページからダウンロードしてください。

県 HP) <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/fukushihoken/fukushi-e-support.html>

### Q3 国や県の補助金との併用はできますか。

A3 同一の事業や機械装置等について、国及び県が助成する他の制度との併用はできません。

なお、それ以外の市町村等の助成制度の併用については排除していませんので、活用を検討される場合は、事前に当該市町村へご相談ください。

### Q4 収入・支出の根拠となる書類は、手書きのものでもよいですか。

A4 対象となる年月が明記されており、当該対象月の収入と支出がわかる資料であれば結構です。

なお、収支の減少要件は以下のとおりですが、この要件は法人単位で満たす必要がありますのでご注意ください。(したがって、申請に当たっては、法人単位で月次の収支を計算する必要があります。)

令和4年1月以降、任意の1か月の収支(本業の収入-支出) (\*) が、令和元年から令和3年までのいずれかの年の同月と比較して5%以上減少していること。

(\*) 収支の例として、社会福祉法人は事業活動計算書における「サービス活動増減差額」などが、NPO法人は活動計算書における「当期経常増減額」などが、学校法人は事業活動収支計算書における「教育活動収支差額」などが該当します。

### Q5 申請時の提出書類に見積書等とありますが、カタログやWEBサイト等による購入で見積書が取得できない場合はどうしたらよいですか。

A5 購入・発注をする物品やサービスなどの内容や費用が確認できるものであれば、正式な見積書でなくても構いません。見積書の代わりになるものとしては、下記の書類が挙げられます。

- ・カタログ等に記載の料金表

- ・価格や内容が記載されている商品などのホームページのプリントアウト 等

**Q 6 採択の可否はどのようにして知ることができますか。**

A 6 申請者全員に対して、採択（交付決定）または不採択の結果を書面で通知します。なお、採択審査結果の内容についての問い合わせには応じられません。

**Q 7 申請してから採択まではどれくらいの時間がかかりますか。**

A 7 申請を受け付けたものから随時審査を行い、採択（交付決定）または不採択の結果を通知します。可能な限り迅速な審査を行っていきたいと考えております。

**Q 8 補助金が交付されるのはいつですか。**

A 8 事業完了後、実績報告を提出していただき、実施した事業内容の審査と経費内容の確認等により、交付すべき補助金の額を確定した後、精算払いします。

本事業では、概算払い（前払い）は一切認められません。

なお、補助金は経理上、支払い額の確定を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象となります。（詳細については、税務署にお問い合わせください。）

**Q 9 途中で事業内容を変更したい場合はどうすればよいですか。**

A 9 以下のいずれかに該当する場合は、補助事業の交付の目的に沿った範囲内で、あらかじめ（発注・契約前に）、「変更承認申請書（別記第5号様式）」を提出し、県の承認を受けなければなりません。

- ・事業内容の重要な部分に関する事項の変更
- ・補助対象経費の各経費区分相互間のいずれか低い額の20%を超える経費の配分変更

事業の内容や経費の配分を変更しようとする場合（上記以外の軽微な変更を除く）は、事前に補助金事務局に相談してください。

なお、予算に限りがあるため、交付決定額の増額はできません。

また、事業を途中で中止する必要があるときや完了することができないと思われるときも、予め県の承認を受けなければなりません。

## II 補助金全般

### Q 1 事業の実施（着手）はいつから可能ですか。

A 1 交付決定日から可能となります。なお、「事前着手届（別記第4号様式）」を提出した場合は、「事前着手届」の届出の日から事業の実施が可能です。（詳細は下の「Q 3 事前着手制度について教えてください。」をご覧ください。）

### Q 2 交付決定を受ける前からすでに事業に取りかかっているのですが、交付決定以前の支出も補助金の対象となりますか。

A 2 交付決定日より前に発注、契約、支出したものは対象になりません。補助金の対象となる経費の発注・契約・支出行為は、「補助金交付決定通知書」受領後から可能となります。

### Q 3 事前着手制度について教えてください。

A 3 補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合は、着手前に「事前着手届」を、設備を導入する施設の種別に応じた県担当窓口へ提出してください。  
当該届出を行った場合は、補助金の交付決定前であっても、届出日以降に発注等を行った事業に要する経費を補助対象とすることができます。  
ただし、事前着手届を提出した場合であっても、補助金の採択を約束するものではありません。  
また、事業そのものの採択は交付（不交付）決定通知によりお知らせするものであることから、交付申請内容の審査結果によっては、事前着手届を提出しても補助対象とならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。  
なお、「事前着手届」は、申請書類と同時に提出、または申請書類の提出後から交付決定前までに追加で提出することも可能です。

### Ⅲ 補助事業対象者について

Q 1 どのような事業所が補助の対象になりますか。

A 1 対象となる事業所の例は、以下のとおりです。（公立施設を除く。）

施設の種別	補助対象とする事業所の例示
高齢者施設等	<p>〔訪問系〕 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 等</p> <p>〔通所系〕 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護 等</p> <p>〔入所系〕 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、介護医療院、特定施設入居者生活介護 等</p> <p>〔その他〕 福祉用具貸与・販売、居宅介護支援</p>
児童福祉施設等	<p>〔保育系〕 保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、地域裁量型認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、届出を行っている認可外保育施設（居宅にて保育を行うものを除く。）</p> <p>〔その他〕 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム</p>
障害者(児)施設	<p>〔訪問系〕 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援</p> <p>〔日中活動系〕 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、就労定着支援、就労選択支援</p> <p>〔居住系〕 施設入所支援、共同生活援助、自立生活援助</p> <p>〔障害児通所〕 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援</p> <p>〔障害児入所〕 福祉型障害児入所支援、医療型障害児入所支援</p> <p>〔相談系〕 地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援</p>

救護施設	救護施設
医療機関等 (病院・有床診療所を除く)	無床診療所、歯科診療所、助産所（ただし、直近の1年間で分娩を10件以上取り扱った施設に限る。）、歯科技工所、施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復業）
薬局	薬局（保険薬局に限る。）
幼稚園	幼稚園、幼稚園型認定こども園
病院・有床診療所	病院、有床診療所

**Q 2 特定非営利活動法人（NPO法人）は対象となりますか。**

A 2 以下の要件をいずれも満たす場合に限り、対象となります。

- (1) 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行っていること。
- (2) 認定特定非営利活動法人でないこと。

**Q 3 既存または新規導入する設備等に関して提出が必要な書類を教えてください。**

A 3 申請書類に以下の書類を添付してください。

1	申請様式で定める添付資料	別紙1 既存設備と導入予定設備の比較表 交付申請用
2	導入予定設備に関する添付資料	仕様・性能が分かるもの（カタログ等の写し）
3	既存設備に関する添付資料（設備を新規導入する場合は不要）	(1) 仕様・性能が分かるもの（カタログ等の写し） (2) 写真（①設置場所の全景、②設備ごとの写真、③銘板）

## IV 補助対象設備について

Q 1 補助対象となる設備を教えてください。

A 1 補助対象となる設備は、下表のとおりです。

【通常枠】	【特別枠】	【病院等枠】
<p>1 以下の全ての要件を満たす設備            (1) 新設（但し施設の新増設に伴う設置は除く。）            又は更新により、エネルギー消費量又は消費金額の削減が見込まれる設備            (2) 施設等の事業所敷地内に設置、又は使用する設備</p> <p>2 1のほか、事業所のエネルギー消費量等の削減に資すると知事が認めるもの</p>	<p>1 以下の全ての要件を満たす設備            (1) ～ (2) 同左            (3) 以下に掲げる いずれかの省エネルギー診断において助言や提案を受けた設備            ①一般財団法人省エネルギーセンターによる診断            ②資源エネルギー庁「地域プラットフォーム構築事業」における「省エネお助け隊」による診断            ③エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づくエネルギー管理士等による診断</p> <p>2 1のほか、事業所のエネルギー消費量等の削減に資すると知事が認めるもの            （但し省エネルギー診断による助言や提案を受けていること）</p>	<p>以下の全ての要件を満たす設備            (1) 更新によりエネルギー消費量の削減が見込まれる設備（但し外部から電気、燃料等の供給を受けて稼働するものであって、現在使用している設備と同等の出力・能力を有するものへの更新に限る）又は新設により電力料金等の削減が見込まれる発電設備            (2) 病院等の事業所敷地内に設置、又は使用する設備            (3) 償却資産登録される設備            (4) 事業所のエネルギー消費量又は消費金額に直接影響する設備</p>

Q 2 具体的にどのような設備が補助対象になりますか。

A 2 対象となる設備の具体例は、通常枠・特別枠の場合、別紙「補助対象とする設備例」を参照ください。

病院等枠の場合、高効率空調、高効率給湯器、高効率冷蔵庫、高効率（LED）照明、太陽光発電設備等を想定しています

なお、別紙及び上記記載の設備例以外にも、A 1に記載の条件に該当し、施設の電気・ガス等消費量等の削減に資する設備であれば認められる場合があります。

少しでも判断に迷うようであれば、以下の事務局あてにご相談ください。

[補助金事務局] ※施設により異なります。

- 高齢者施設等・・・高齢福祉保健課（025-280-5195）
- 児童福祉施設等・・・こども家庭課（025-280-5215）
- 障害者(児)施設・・・障害福祉課（025-280-5918）
- 救護施設・・・・・・・・福祉保健総務課（025-280-5179）
- 医療機関等（病院・有床診療所を除く）・・・地域医療政策課（025-280-5184）
- 薬局・・・・・・・・感染症対策・薬務課（025-280-5187）
- 幼稚園・・・・・・・・大学・私学振興課（025-280-5020）
- 病院・有床診療所・・・地域医療政策課（025-280-5379）

### Q3 どのような設備が対象外となりますか。

A3 対象外の設備・費用は以下を想定していますが、ここに記載がないものも対象外と判断される可能性があります。詳しくはA2に記載の補助金事務局あてにご相談ください。

(通常枠・特別枠共通)

- 省エネルギー型自動販売機、車両などの更新・導入（但し、訪問サービス事業者が所有する車両のエコタイヤ（注1）への更新は対象）
- 新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所へ新たに導入する設備
- 非常用自家発電設備
- 節水効果を高めるための設備（但し温水の節水に資するもの（シャワーヘッド等）は対象）
- 主に居住を目的とした事業所における設備更新（注2） など

(注1) エコタイヤとは装着することで燃費が改善するもの（例えば（一社）日本自動車タイヤ協会が定める低燃費タイヤなど）を指します。

(注2) 特定施設の指定を受けない有料老人ホームなどの施設における居室部の設備更新が対象外となります。※ただし共用部及び職員執務室は申請可能です。

(病院等枠)

- 省エネルギー型自動販売機、断熱フィルム、断熱塗装、コージェネレーション設備、燃料改質器具、インバータ、車両などの更新・導入
- 新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所へ新たに導入する設備
- 非常用自家発電設備
- 主に居住を目的とした事業所における設備更新
- 土地の取得・賃借に係る経費、建物の新設・増設に係る経費 など

**Q 4** 同程度の能力を有する設備への更新であるが、使用するエネルギー源が変更となる（例. 電気→ガス）場合は、補助対象となりますか。

A 4 補助対象となります。

**Q 5** 省エネ診断とは何か。どこに申請すれば受診できるのか。

A 5 省エネルギー診断については、下記の機関で実施しております。

具体的な申請手続きや費用などについては、各機関サイトをご確認いただくか、直接各機関へお問い合わせください。

一般財団法人省エネルギーセンター「省エネ最適化診断」

<https://www.shindan-net.jp/>

電話 03-5439-9732

## V 補助対象経費について

### Q 1 対象経費となるものについて教えてください。

A 1 以下のとおり、事業遂行に直接必要な経費が対象となります。

判断に迷う場合は、補助金事務局へお問い合わせください。

経費区分	左記の内訳
①設計費	事業遂行に直接必要な機械装置・建築材料等の設計費
②設備費	事業遂行に直接必要な機械装置・建築材料等の購入（運搬に係る経費を含む）、製造（改修を含む）又は据付、既存設備の撤去（廃棄処分に係る費用は除く）等に必要経費 <留意事項> 50万円以上（税抜）の機械装置等の購入は、処分制限財産に該当し、補助事業期間終了後も一定期間は承認なしに処分（補助金の交付の目的に反した使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供すること）ができません。
③工事費	事業遂行に直接必要な改修等工事に係る経費

### Q 2 対象経費とならないものについて教えてください。

A 2 下記に該当する経費は対象となりません。

（通常枠・特別枠・病院等枠共通）

- 1) 補助事業の目的に合致しないもの
- 2) 必要な経理書類を用意できないもの
- 3) 自社内部の取引によるもの
- 4) 販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費
- 5) オークションによる購入（インターネットオークションを含みます。）
- 6) 中古品、レンタル、リースによる設備の導入費用
- 7) 建物の新築、増改築等に係る費用
- 8) 電力工事負担金
- 9) 不動産の購入・取得費、賃借料、登記費用、修理費、廃棄処分費、車検費用
- 10) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用および訴訟等のための弁護士費用
- 11) 金融機関などへの振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等
- 12) 公租公課（消費税・地方消費税は、補助対象外とします。）
- 13) 各種保証・保険料
- 14) 免許・特許等の取得・登録費
- 15) 役員報酬、直接人件費
- 16) 各種キャンセルに係る取引手数料等
- 17) 補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
- 18) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

(病院等枠)

1) 既存設備と使用用途が異なる設備の導入に係る費用

## VI 事業の実施

**Q 1** 実際に事業を行う際に、原材料値上げや変更工事などにより見積書と一致しない可能性があります。変更承認申請が必要でしょうか。

A 1 補助対象経費の各経費相互間のいずれか低い額の 20% を超える配分の変更については、事前に変更承認申請の手続きが必要です。

ただし、交付決定額を超える金額での変更については認められません。

それ以外の場合で、事業の重要な部分に関する変更でない事項については、変更承認申請は不要ですが、実績報告時に申請時の計画書や見積書と異なる内容とその理由を記載してください。

※ 変更承認申請が必要な事項に該当するかどうかは、補助金事務局に相談してください。

**Q 2** 変更承認申請を提出した場合、いつ変更した内容に着手していいのでしょうか。

A 2 変更承認申請を提出した場合における、変更した事業内容への着手時期については、県からの変更承認通知書の通知日以降となります。

変更承認申請に関しては事前着手の制度はありません。変更承認通知前に変更した内容に着手した場合、補助対象外となります。

**Q 3** 半導体不足等による納入遅延により、事業完了（支払いまで含む）が遅れ、令和 9 年 1 月 31 日までに実績報告書の提出ができない見通しとなったが、どうすればよいでしょうか。

A 3 原則、令和 9 年 1 月 31 日までに実績報告書を提出できない場合は、補助金をお支払いすることができません。あらかじめ余裕を持った事業計画を行ってください。

なお、自己都合によらず、やむを得ない理由により期限までに提出できないと見込まれるときは、速やかに、補助金事務局あてにご相談ください。（必ずしも完了延期ができるわけではありません。）

**Q 4** 当事業で購入したものは処分（廃棄や売却など）してもいいのでしょうか。

A 4 当事業で取得したものは、処分制限期間中は勝手に処分することはできません。

単価 50 万円（税抜き）以上の機械装置等の購入は、「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間において処分（補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されます。

処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず知事へ承認を申請（別記第 11 号様式）し、承認を受けた後でなければ処分できません。知事は、財産処分を承認した補助事業者に対し、当該承認に際し、残存簿価等から算出される金額の返還のため、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を納付させることがあります。承認を得ずに処分を行うと、補助金交付取消・返還命令の対象となります。

**Q 5 当事業に関するものも、通常取引と一緒に取り扱っていいのでしょうか。**

A 5 通常取引とは明確に分けて取り扱ってください。

事業計画に沿って実施されたもののみが補助金の対象となりますので、その対象となる分の金額を特定するために、帳簿等の関係書類や原材料等の管理をきちんとしていただくことが必要です。

また、補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了後も5年間保存していただく必要があります。

なお、当補助金のうち固定資産の取得に充てるための補助金については、圧縮記帳等の適用対象となります。

# 医療機関等開設者<sup>※1</sup>のみなさま LED等の省エネ設備に 新潟県が補助を行います

これまでより  
提出書類が  
**少なく**  
なりました!

(国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています)

※1 新潟県内に、無床診療所、歯科診療所、助産所、歯科技工所、施術所(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道 整復業)を開設している個人・法人

【申請要件：以下のア・イを全て満たすこと。】

- ア 新潟県内で医療機関等を開設していること。
- イ 令和4年1月以降の任意の1か月の収支が、令和元年から令和3年のいずれか年の同月と比較して5%以上減少していること。



## 受付期間

【通常枠】 R8 4月1日 ▶ R8 9月30日

【特別枠】 R8 4月1日 ▶ R8 9月30日

▲詳しくは  
こちらから

※予算上限に達し次第、期間内でも終了となりますのでご注意ください。

※過去の募集(令和5年9月1日から令和5年12月15日、令和6年4月1日から令和6年9月30日及び令和7年4月1日から令和7年12月5日)で、既に補助金上限額の交付を受けた場合は、今回の補助金交付の対象外となります。

ただし、補助金額が上限に満たなかった場合で、今回の受付期間内に新たに省エネ設備を導入する場合は、上限額までの差額分を申請することができます。

## 通常枠

補助金額

上限

133.3万円

補助対象事業額  
200万円～

下限

13.3万円

20万円(消費税除く)

補助率  
2/3以内

## 特別枠

補助金額

上限

150万円

補助対象事業額  
200万円～

下限

15万円

20万円(消費税除く)

補助率  
3/4以内



新潟県

お申込み  
お問い合わせ

MAIL [ngt040320@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt040320@pref.niigata.lg.jp)  
TEL 025-280-5184

新潟県 社会福祉法人 省エネ補助金

検索

新潟県福祉保健部地域医療政策課

## 省エネルギー設備導入モデルケース

診療所  
クリニック



### ○ 概要

無床診療所面積 **30坪 (約100㎡)**

電気料金契約プラン

**東北電力従量電灯C (契約容量20kVA)**

省エネ化する設備

**照明設備、貯蔵設備、空調設備**

参考：東京都環境局 東京都地球温暖化防止活動推進センターHP など

## 省エネルギー設備導入による電気料金削減効果

省エネ化した設備部分の電気料金



※あくまでモデルケースであり、この削減効果を約束するものではありません。

※通常枠の場合



### 照明設備

高効率照明器具の導入  
(LED 2種類)

省エネ化により

5年間で **79万円** お得！

before

after

FLR40W×2灯：6台  
FL20W非常灯：1台  
タカライト95W：6台  
FML36W×2灯：1台

LED【FLR40W×2灯相当】：6台  
LED【FL20W非常灯相当】：1台  
LED【タカライト95W相当】：10台  
LED【FML36W×2灯相当】：3台

消費電力量：7,377 k Wh/年

消費電力量：1,874 k Wh /年

①削減効果

¥ **15.9万円/年**

補助金を使えば  
自己負担額 **17.1万円※**！

②投資金額

¥ **51万円**

③投資回収年数  
(②/①)

🔄 **1.1年** (補助金利用の場合)



### 冷蔵庫

最新の家庭用冷蔵庫の導入

省エネ化により

10年間で **8万円** お得！

before

after

冷蔵庫 (400L程度)：1台  
設置後13年

冷蔵庫 (400L程度)：1台

消費電力量：500 k Wh/年

消費電力量：250 k Wh /年

①削減効果

¥ **0.8万円/年**

補助金を使えば  
自己負担額 **7万円※**！

②投資金額

¥ **20万円**

③投資回収年数  
(②/①)

🔄 **8.8年** (補助金利用の場合)



### エアコン

高効率空調設備の導入

省エネ化により

10年間で **55万円** お得！

before

after

10.6kW(冷暖房平均能力)：1台  
7.55kW(冷暖房平均能力)：1台  
設置後13年

10.6kW(冷暖房平均能力)：1台  
7.55kW(冷暖房平均能力)：1台

消費電力量：6,023 k Wh/年

消費電力量：4,367 k Wh /年

①削減効果

¥ **5.5万円/年**

補助金を使えば  
自己負担額 **45.4万円※**！

②投資金額

¥ **136万円**

③投資回収年数  
(②/①)

🔄 **8.3年** (補助金利用の場合)

その他対象製品：サーキュレーター、給湯器など(事業所のエネルギー消費量等の削減に資するもの)